特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	保育所事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、保育所事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

草加市長

公表日

令和6年5月8日

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	保育所事務
②事務の概要	●事務全体の概要 就学前児童の認可保育園への入園申込受付から選考、決定等を行うとともに入園決定児の保護者に対して、保育料の算定・徴収を行う。また、民間認可保育園に対して、入園児に応じた運営費の支弁等を行う。
③システムの名称	保育システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム、窓口支援システム
2. 特定個人情報ファイ	イル名
保育所等入園申込書兼保	育児童台帳
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条第7~9号
4 情報提供ネットワー	-クシステムによる情報連携
T. IHTKIKEIKTIOTI V	〈選択肢〉
①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし(保育所事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「保育の実施又は措置に関する事務」とある項(13の項)第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項で、第二欄(事務)に「負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」とある項(16の項) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項
5. 評価実施機関にお	ける <mark>担当部署</mark>
①部署	こども未来部保育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開	示・訂正・利用停止請求
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部保育課又は総務部庶務課 【保育課】048-922-1491 【庶務課】048-922-0954
8. 特定個人情報ファイ	イルの取扱いに関する問合せ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アンディー
連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部保育課 048-922-1491

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	16年5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和]6年5月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価 施機関に		 直点項目評	価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価。 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書において、リスク対策の詳細か		
2. 特定個人情報の入手(情報提供	はネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を関	≩ <.)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイル(の取扱し	の委託			[O]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託ヤ	ウ情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	供を除く。) [〇]提供・移転し	ない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステム。	との接続		[]接	続しない(入手) [〇]接続しない	(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・	答 発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	I 5. ②所属長	副部長(兼)保育課長 浅古 裕康	保育課長 岡田 浩春	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	I 1. ③システムの名称	保育システム	保育システム、番号管理連携システム、中間 サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	I 5. ②所属長	保育課長 岡田 浩春	参事(兼)保育課長 黒須 正明	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅱ 1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年10月5日	I 3. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の8の項	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲)別表第一の8の項●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第8条第7~9号	事後	番号法等改正による修正
平成28年10月5日	I 4. ①実施の有無	未定	実施する	事後	番号法等改正による修正
平成28年10月5日	I 4. ②法令上の根拠	未定	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)なし(保育所事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「保育の実施又は措置に関する事務」とある項(13の項)第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項で、第二欄(事務)に「保育の実施又は措置に関する事務」とある項(16の項)第一機(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項で、第二欄(事務)に「負担能力の16の項)の一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)上記、番号法別表第二における情報照会の根拠とした項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	番号法等改正による修正
平成30年2月5日	I 1. ③システムの名称	保育システム、番号管理連携システム、中間 サーバー	保育システム、番号管理連携システム、中間 サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム	事後	システム新設による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月5日	Ⅱ 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	I 5. ②所属長の役職名	参事(兼)保育課長 黒須 正明	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	Ⅱ 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ 1. 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅳ リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅱ 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 1. 対象人数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和1年11月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	I 4. ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	I 7. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 子ども未来部保育課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 子ども未来部保育課又は総務部庶務課 【保育課】048-922-1491 【庶務課】048-922- 0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	I 8. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 子ども未来部保育課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 子ども未来部保育課 048-922-1491	事後	請求先との表記の整合に伴う 修正
令和4年12月7日	Ⅱ 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ 1. 対象人数	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和4年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	I 1. ③システム名称	保育システム、番号管理連携システム、中間 サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム	保育システム、番号管理連携システム、中間 サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム、窓口支援システム	事後	利用システムの追加に伴う修正
令和6年5月8日	I 5. ①部署名	子ども未来部保育課	こども未来部保育課	事後	機構改革による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月8日	I 7. 請求先	子ども未来部保育課又は総務部庶務課	野使番号340-8330 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部保育課又は総務部庶務課 【保育課】048-922-1491 【庶務課】048-922-	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	I 8. 連絡先	埼玉県草加市高砂1-1-1 子ども未来部保育課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部保育課 048-922-1491	事後	機構改革による修正
令和6年5月8日	Ⅱ 1. 対象人数	令和5年7月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和5年7月1日 時点	令和6年5月1日 時点	事後	計数時点見直しによる修正